

## 広島県水道広域連携推進方針について

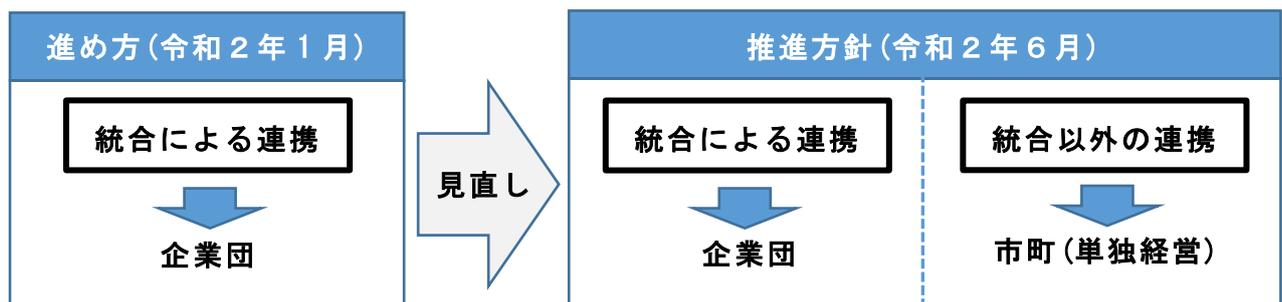
### 1 広島県水道広域連携推進方針の要旨

広島県は、水道事業の広域連携に係る県としての考え方をまとめ、令和2年1月に作成・公表した、「広島県における水道広域連携の進め方」（以下「進め方」といいます。）について、広島県と21市町で構成する広島県水道広域連携協議会が出された意見を踏まえ、必要な見直しを行い、広域連携の推進に向けた基本的枠組や具体的な取組などを取りまとめた「広島県水道広域連携推進方針」（以下「推進方針」といいます。）（資料1及び資料2）を策定し、令和2年6月に広島県議会へ報告しました。

「推進方針」における広域連携の基本的枠組は、「進め方」と同様に、経営組織を県全域で一元化する「統合による連携」が適当とされていますが、この度、統合への参画が困難な市町については、「統合以外の連携」とし、職員研修の共同実施をはじめ、事務の広域的処理などに取り組み、業務の効率化を図ることが適当である旨が追加されました。

なお、市町は、令和2年度末までに「統合による連携」への賛同の可否について判断を行うことが求められています。

#### 【広域連携の基本的枠組のイメージ】



### 2 本市の対応

県と個別に協議を進めるとともに、「統合による連携」、「統合以外の連携」のどちらを選択した方が呉市にとって望ましいのか、水道水の安定的な供給、危機管理体制の確保など、市民サービス水準の維持について、慎重に検討を行い、他の市町の動向も注視しながら、令和2年度末までに判断を行います。